

○昭和五十九年郵政省告示第九百六十四号（海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）の改正案新旧  
対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案			現 行		
<p>1 船舶局が使用することができる電波の型式及び周波数 (1)～(3) (略) (4) 30, 005kHz以上の周波数 ア (略) イ 無線通信規則付録第18号の表に掲げるもの</p>			<p>無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号） 第五十六条の規定に基づき、海上移動業務に使用する電波の型式 及び周波数の使用区分を次のように定める。</p> <p>1 船舶局が使用することができる電波の型式及び周波数 (1)～(3) (略) (4) 30, 005kHz以上の周波数 ア (略) イ 無線通信規則付録第18号の表に掲げるもの</p>		
<p>使用電波の型式及び周波数 (MHz)</p>			<p>使用電波の型式及び周波数 (MHz)</p>		
チャンネル の番号	呼出し、応答及び準備信 号の送信	その他	チャンネル の番号	呼出し、応答及び準備信 号の送信	その他
(略)	F 3 E (略)	F 3 E (略)	(略)	F 3 E (略)	F 3 E (略)
13	156. 65 (9) (略)	156. 65 (10) (略)	13	156. 65 (9) <u>(10)</u> (略)	156. 65 (10) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注1～8 (略)			注1～8 (略)		
<p>9 (9)は、156. 8MHzの周波数の電波を使用して海上保安庁の 無線局を呼び出すことが困難な場合又は船舶局相互間にお いて航行の安全に関する通信を行う場合に限る。</p>			<p>9 (9)は、156. 8MHzの周波数の電波を使用して海上保安庁の 無線局を呼び出すことが困難な場合又は船舶局相互間にお いて航行の安全に関する通信を行う場合に限る。</p>		

<p>10 (10)は、<u>海上保安庁の無線局と通信を行う場合又は船舶局相互間</u>において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。</p> <p>11～17 (略)</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>10 (10)は、船舶局相互間において航行の安全に関する通信を行う場合に限る。</p> <p>11～17 (略)</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
--	--